

会 議 録

会 議 名	令和３年度第１回東浦町情報公開審査会	
開 催 日 時	令和３年７月９日(金) 午前１０時３０分から午前１１時００分まで	
開 催 場 所	東浦町役場本庁舎３階 第３委員会室	
出 席 者	委員	手島嘉宏氏、阿知波清三氏、中井多聞氏
	事務局	安藤総務課長、板澤行政係長、藤井行政係主査、鈴木行政係主事
議 題 (公開又は非公開の別)	１ 会長の選任について（公開） ２ 令和２年度東浦町情報公開制度の施行状況の報告について（公開）	
非公開の理由 (会議を非公開とした場合)		
傍聴者の数	なし	
審 議 内 容 (概 要)	委員３名が出席しており、定足数に達していることを確認し、議題に入った。 議題の審議 １ 会長の選挙について 事務局より、東浦町情報公開審査会規則の規定により委員の互選により選任する旨を説明。 選任の方法を全員の同意により指名推薦とする。 阿知波委員から手島委員を会長にとの推薦があり、全員の同意により手島委員を会長に選任。会長の選任があったので、続いて職務代理者の指名を行った。手島会長より、東浦町情報公開審査会規則の規定により会長が指名する旨を説明。 手島会長が中井委員を職務代理者に指名。 ２ 令和２年度東浦町情報公開制度の施行状況の報告について 事務局より開示請求の内容について説明。質疑内容については、次のとおり。 委員：議会事務局への請求については住民からの請求か。 事務局：そのとおり。 委員：議会事務局への請求について、会議録が不存在であるのはなぜか。 事務局：請求日時点ではまた会議録の調製ができていなかったためである。 なお、開示決定通知書には当該会議録がいつ調製されるか明記している。 委員：存否応答拒否としたのはなぜか。 事務局：特定の施設を指定した請求は、本来不開示情報である部分が開示	

	されたことと同様となること、また、開示請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人・法人が不利益を被るおそれがある等の理由である。 委員：令和２年度の標準宅地の鑑定評価書を不開示としたのはなぜか。 事務局：令和３年度の賦課のための資料であるため、賦課決定前に開示すると、当該資料のとおりの評価であると誤解を招き、不当に住民を混乱させるおそれがあるためである。 他に質問がないことを会長が確認後、閉会する。
備 考	